

地方公営企業等金融機構法に係る政省令について

総務省自治財政局公営企業課

1. 政令の検討状況

機構の業務運営に係る事項	施行令
機構の設立に伴う他令改正	
権利義務の承継に係る事項	整備令
公庫の解散に伴う関係政令の整備	

○地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）は公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の解散（平成20年10月1日）に先立ち設立される法人であることから、機構の設立・業務運営に係る政令と公庫の解散及び公庫から機構への権利義務の承継に係る政令を別々に定めることとする。

○施行令では、機構の業務運営に係る事項として貸付対象事業、地方公営企業等金融機構債券の発行手続きに関する事項を規定。

○他法の政令改正については、施行令における手続等についてオンライン等により行うことを可能とすることや、機構の資金の公的資金への位置づけ、職員の引継に関する改正等について措置する予定。

2. 省令の検討状況

○機構の会計や情報開示に関する事項、債券に係る詳細等について規定。

○機構の会計処理については、現在、総務省において「地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会」を設け検討中。

地方公営企業等金融機構の設立に係る政省令事項

1. 政令事項

○地方公営企業等金融機構の業務運営に係る事項

	項目	概要
(1)	対象事業の範囲	機構の貸付対象として、法定五事業（水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業、公営住宅事業）のほか政令で対象事業を規定。
(2)	機構債券に係る委任政令	機構債券の募集方法等、機構の債券発行、管理に必要な細目を規定。
(3)	機構の登記に係る委任政令	機構の登記について、独立行政法人等登記令の適用を受けることを規定。

2. 省令事項

○機構の設立に係る事項

	項目
(1)	事業計画書の記載事項

○機構の業務運営に係る事項

	項目
(1)	会計の原則
(2)	情報開示に関する事項
(3)	債券に係る政令からの委任事項
(4)	余裕金の運用
(5)	財務及び会計に関するその他の事項